

◇大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(デジタル統括室DX推進担当)